

## 大洲市優良工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大洲市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において特に優良な工事を表彰することにより、建設業者の意欲の向上及び技術者の育成を図り、公共工事の品質の確保に資することを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (2) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- (3) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）に基づく「大洲市建設工事等発注標準」に3箇年以上掲載されている建設業者が受注した工事であること。
- (4) 原則として、大洲市内に本社がある建設業者が受注した工事であること。
- (5) 工事成績評定点が80点以上の工事であること。

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者が施工した工事は、表彰の対象工事から除外するものとする。

- (1) 当該工事の完成年度及びその前年度の2箇年度の間に、次のいずれかに該当する者
  - ア 大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市要綱第106号）に抵触した者
  - イ その他建設関係法令に違反し、処分を受けた者
- (2) 当該工事の完成年度において、工事成績評定点が65点未満の工事がある者
- (3) その他表彰が不相当と判断される者

(優良工事の推薦)

第4条 工事主管課長は、表彰の対象工事のうち、特に優良な工事を優良工事推薦調書（別記様式）により市長に推薦するものとする。

2 市長は、前項の推薦があったときは、次条に規定する大洲市優良工事表彰審査会の審査に付議するものとする。

(審査会)

第5条 表彰工事を選定するため、大洲市優良工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、会計管理者、企画財政部長、市民福祉部長、建設部長、産業経済部長及び教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職

務を代理する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

9 審査会の庶務は、総務部総務課で行う。

(表彰工事の選定)

第6条 表彰工事は、審査会が厳正に審査し、選定する。

(表彰工事の決定)

第7条 表彰工事は、審査会の報告を受けて市長が決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、毎年1回、表彰状を授与して行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、この要綱の施行日以降の完成工事に係る表彰から適用する。

別記様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

大洲市長 様

工事主管課長

印

### 優良工事推薦調書

大洲市優良工事表彰要綱第4条の規定に基づき下記のとおり優良工事を推薦します。

#### 記

工事名		
工事場所		
施工者		
最終設計金額 円	最終請負金額 円	工事成績評定点 点
工 期 年 月 日から 年 月 日まで		
工事の概要		
推 薦 事 由	項 目	適 用
	(1) 工事の内容が契約条件に従い確実に履行されている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(2) 工事の規模又は困難性によく対処して所定の工期内に完成している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(3) 工事現場の労務管理が適正に行われ、かつ、安全管理に優れていて工期の短縮に寄与している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(4) 資機材については、価格及び品質において常に同等品以上の物を使用し、管理及び保管が適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(5) 施工上、企業独自の工夫を凝らし、他の模範となる施工及び工法で品質の高い工事を完成させている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(6) 市との連絡調整、工事施工中の第三者への配慮、利便措置等が優良に行われている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(7) その他特記事項		

※ 審査会において工事の概要が分かる工事平面図、標準断面図及び完成写真（2、3枚程度）を必要部数提出すること。